## 規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年6月1日付で改正を行います。

#### 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

#### 改正後

# 第1条および第2条 (省略) 第2条の2(非課税口座開設後に重複口座である

ことが判明した場合の取扱い)

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出 書の提出をし、当組合において非課税口座の開 設をした後に、当該非課税口座が重複口座であ ることが判明し、当該非課税口座が法第37条 の14第12項の規定により非課税口座に該当し ないこととなった場合、当該非課税口座に該当 しない口座で行っていた取引については、その 開設のときから一般口座での取引として取り扱 わせていただきます。その後、当組合において 速やかに特定口座への移管を行うことといたし ます(税務署非承認の回答時に特定口座開設済 みのお客様に限ります。)。ただし、この場合で も、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目 的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可 能であるファンド(以下、当約款において「特 定銘柄」といいます。) の取引に関しては、上 記によらず、開設のときから一般口座での取引 のままとして取り扱わせていただきます。

#### 第3条~第9条の2 (省略)

#### 第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定 は、第5条第2項または第6条第2項の規定に より特定累積投資勘定が廃止された場合は、当 該規定に定める日に終了します。

- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかか る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応 じ、当該各号に定めるところにより取扱うもの とします。
  - お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書 類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定 における特定銘柄に関しては、上記によら ず、一般口座への移管となります。
  - 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座 への移管

第9条の4~第11条 (省略)

第 12 条 (非課税口座での取引である旨の申し

## 改正前

#### 第1条および第2条 (同左)

## 第2条の2(非課税口座開設後に重複口座である ことが判明した場合の取扱い)

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出 書の提出をし、当組合において非課税口座の開 設をした後に、当該非課税口座が重複口座であ ることが判明し、当該非課税口座が法第37条 の14第12項の規定により非課税口座に該当し ないこととなった場合、当該非課税口座に該当 しない口座で行っていた取引については、その 開設のときから一般口座での取引として取り扱 わせていただきます。その後、当組合において 速やかに特定口座への移管を行うことといたし ます(税務署非承認の回答時に特定口座開設済 みのお客様に限ります。)。ただし、この場合で もつみたて投資枠における「農林中金<パート ナーズ>長期厳選投資 おおぶね」の取引に関 しては、上記によらず、開設のときから一般口 座での取引のままとして取り扱わせていただき ます。

#### 第3条~第9条の2 (同左)

#### 第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定 は、第5条第2項または第6条第2項の規定に より特定累積投資勘定が廃止された場合は、当 該規定に定める日に終了します。

- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかか る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応 じ、当該各号に定めるところにより取扱うもの とします。
  - お客様から当組合に対して施行令第 25 (1)条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書 類の提出があった場合 特定口座への移管 ただし、この場合でも特定累積投資勘定 における「農林中金<パートナーズ>長期 厳選投資 おおぶね」に関しては、上記に よらず、一般口座への移管となります。
  - 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座 への移管

第9条の4~第11条 (同左)

第 12 条 (非課税口座での取引である旨の申し

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日 から同日の属する年の12月31日までの間に、 当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第 1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信 託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようと する場合には、当該取得にかかる申込み等を行 う際に、また、累積投資契約により特定非課税 管理勘定に受け入れようとする場合、または累 積投資契約により第7条第1項第1号の定めに 基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする 場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合 に対して非課税口座での取引である旨を申し出 てください。当該申し出がない場合は、特定口 座または一般口座に受け入れます。また、特定 非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を 特定累積投資勘定に受け入れようとする場合に は、第2項後段の場合を除いて、特定口座およ び一般口座に受け入れることはできません。な お、特定累積投資勘定に受け入れようとする場 合の累積投資契約においては、当該各年の特定 累積投資勘定が設けられた日から同日の属する 年の12月31日までの間(以下「受入期間」と いいます。) に取得することとなる株式投資信 託の購入の代価が、120万円を超えることとな る累積投資契約は、締結することができませ  $\lambda_{\circ}$ 

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定 で受け入れようとする場合において、受け入れ ようとする株式投資信託の取得対価の額の合計 額(分配金再投資による株式投資信託の取得対 価の額を含みます。)が 240 万円を超える場合 には、当該 240 万円を超える部分の株式投資信 託について、特定口座または一般口座に受け入 れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(特定銘柄を除く。)において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

3 前項に規定する分配金再投資については、当 該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘 定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の 非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課 出)

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日 から同日の属する年の12月31日までの間に、 当組合での募集の取扱いにより、第7条の2第 1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信 託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようと する場合には、当該取得にかかる申込み等を行 う際に、また、累積投資契約により特定非課税 管理勘定に受け入れようとする場合、または累 積投資契約により第7条第1項第1号の定めに 基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする 場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合 に対して非課税口座での取引である旨を申し出 てください。当該申し出がない場合は、特定口 座または一般口座に受け入れます。また、特定 非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を 特定累積投資勘定に受け入れようとする場合に は、第2項後段の場合を除いて、特定口座およ び一般口座に受け入れることはできません。な お、特定累積投資勘定に受け入れようとする場 合の累積投資契約においては、当該各年の特定 累積投資勘定が設けられた日から同日の属する 年の12月31日までの間(以下「受入期間」と いいます。) に取得することとなる株式投資信 託の購入の代価が、120 万円を超えることとな る累積投資契約は、締結することができませ ん。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定 で受け入れようとする場合において、受け入れ ようとする株式投資信託の取得対価の額の合計 額(分配金再投資による株式投資信託の取得対 価の額を含みます。)が 240 万円を超える場合 には、当該 240 万円を超える部分の株式投資信 託について、特定口座または一般口座に受け入 れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」(以下本条において「当該ファンド」といいます。)を除く。)において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

3 前項に規定する分配金再投資については、当 該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘 定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の 非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課 税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。

- 4 前項の規定については、当組合が適当と認め る所定の手続きによって非課税口座または特定 口座または一般口座に受け入れます。
- 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投 資信託を譲渡されるに際して、非課税口座およ び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資 信託を保有されている場合には、非課税口座で の取引である旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている 特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘 定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特 定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する<u>特</u> 定銘柄の取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有さ れている株式投資信託を譲渡される場合におい て、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非 課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れら れている場合、または複数の特定累積投資勘定 もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れ られている場合には、先に受け入れられたもの から譲渡することとします。ただし、当該譲渡 にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資 勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄 から先に譲渡する旨の指定があった場合には、 それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に 受け入れられたものから譲渡し、それを超える 譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理 勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄の なかで先に受け入れられたものから譲渡しま す。

第 13 条~第 17 条 (省略)

税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。

- 4 前項の規定については、当組合が適当と認め る所定の手続きによって非課税口座または特定 口座または一般口座に受け入れます。
- 5 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている <u>当該ファンド</u>を譲渡される場合には、非課税管 理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定また は特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有す る当該ファンドの取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有さ れている株式投資信託を譲渡される場合におい て、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非 課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れら れている場合、または複数の特定累積投資勘定 もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れ られている場合には、先に受け入れられたもの から譲渡することとします。ただし、当該譲渡 にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資 勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄 から先に譲渡する旨の指定があった場合には、 それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に 受け入れられたものから譲渡し、それを超える 譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理 勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄の なかで先に受け入れられたものから譲渡しま す。

第 13 条~第 17 条 (同左)

### 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

#### カ技信 りかた とり一とへ」 収扱税足 改正後

## 第1条~第2条 (省略)

#### 第3条(申込方法)

お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。

2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積 投資規定に定める累積投資契約を締結するもの とします。ただし、すでに契約済みである場合 はこの限りではありません。

#### 改正前

#### 第1条~第2条 (同左)

#### 第3条(申込方法)

お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます

2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積 投資規定に定める累積投資契約を締結するもの とします。ただし、すでに契約済みである場合 はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。

ただし、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。

第4条~第12条 (省略)

3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契 約に限るものとします。

ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において1契約、それ以外の契約において1契約の最大2契約に限るものとします。

第4条~第12条 (同左)

### JAバンク投信ネットサービス利用規定

## 改正後

#### 第1条~第13条 (省略)

## 第 14 条(投資信託取引における<u>目論見書等の記</u> 載事項の提供方法)

本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等<u>の記載事項の提供は、</u>電磁的方法<u>によ</u>り行うものとします。

ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。

- 2 前項の<u>(削除)</u>電磁的方法による<mark>提供</mark>は、P DF形式のファイルをお客様に閲覧していただ く方法によります。PDF閲覧ソフトおよび第 5条で定める環境が必要となります。
- 3 電磁的方法により提供した書面は、投資信託 取引を行った以降は閲覧できませんので、お客 様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲 覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に 印刷してください。

第 15 条~第 29 条 (省略)

## 改正前

第 1 条~第 13 条 (同左)

第 14 条(投資信託取引における<u>書面の電磁的方</u> 法による交付の承諾)

本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等<u>を交付する方法は、お客様に承諾をいただいたうえで、書面の</u>電磁的方法<u>による交付の方法とさせていただきます。</u>

なお、上記方法をお客様が承諾されず、紙に よる交付となる場合は、投資信託の取引は、本 サービスによらず、対面取引により行っていた だくこととなります。

また、本サービスによる投資信託の取引開始後に、目論見書、契約締結前交付書面等の交付について、電磁的方法から紙による交付に変更される場合は、投資信託の取引は対面取引により行っていただくこととなります。

- 2 前項の<u>書面の</u>電磁的方法による<u>交付の方法</u>は、PDF形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。PDF閲覧ソフトおよび第5条で定める環境が必要となります。
- 3 電磁的方法により<u>交付された</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。

第 15 条~第 29 条 (同左)

以上

2025年5月2日 山形おきたま農業協同組合